

第875回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和6年6月6日（木曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 303会議室

3. 出席者（ 14名）

1 番 稲田 義敬	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	6 番 井垣 水里	7 番 澤田 誠規
9 番 小島 久司	10 番 寺田 巧	11 番 羽賀 大透

3 番 川島 照久	4 番 堀内 愛貴	5 番 赤星 文香
6 番 山本 大	7 番 浦田 久永	

4. 欠席者（ 4名）

5 番 岩本 誠司	8 番 西山 成彦
-----------	-----------

1 番 松本 功	2 番 保田 稔
----------	----------

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局	主任 柴岡 恵美
産業振興課 農業振興係長	溝渕 健躬		

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第5条許可申請審査について
議案第3号	宿毛市農用地利用集積計画について
議案第4号	農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（諮問）

○議 長 本日は会長が休みということで、私の方が議長を務めさせていただきます。

○議 長 これより、第875回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。4番 山本 欣史 委員、
6番 井垣 水里 委員をお願いします。
(なお、5番 岩本 誠司 委員、8番 西山 成彦 委員、
1番 松本 功 委員、2番 保田 稔 委員より宿毛市農業委員会
規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)

○議 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号6番。場所は2ページに位置図をつけております。
橋上町京法。京法川沿い京法地区集会所の手前にある、農地の2筆です。
譲渡人は県外の高齢者向け住宅に入所しており、市内には戻ってこ
ることはないため、今回親戚関係である譲受人に譲り渡すことになりました。
贈与で、畑では直七(果樹)を耕作するとの計画が出されています。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されています。
譲渡人には保佐人がついており、申請書には保佐人の名前も記載されて
います。本申請は双方から委任を受けた四万十市の曾根行政書士から提出
されております。
農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考え
ております。

続きまして、受付番号7番。場所は3ページに位置図をつけております。
大字藻津。藻津地区内、譲受人の自宅付近にある農地の1筆です。
譲渡人は農業を行っておらず、今までも譲受人が管理していたとの事。
申請地の農地の面積も小さいことから、今回、申請地に隣接している農地
の持ち主で管理している譲受人へ譲り渡すことになりました。田では水稻
を耕作するとの計画が出されています。
全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。
本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。
農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考え
ております。

以上2件につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 続きまして、受付番号6番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに6番朗読】

現地に行って確認してみました。ここは先ほど言ったように親戚関係の人で、もう家にも帰ってこないという関係もあり、現在その畑に直七を植えているのでその後も直七を植えるということです。保佐人の●●さんに連絡を取り、●●さん（譲受人）には会って話をし、間違いないのでよろしく願いしますとのことで、審議よろしく願いします。

○議長 長 続きまして、受付番号7番について西地区担当の私の方から説明します。

○山口委員 【議案書をもとに7番朗読】

同じようなことが以前にもありましたが、場所がちょっと違います。以前同じように、前から●●さん（譲受人）の方が借りて管理、作っていましたが、名義を●●さん（譲受人）に渡すということで、今回申請に至ったようです。以上です。

○議長 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

（審議中）

○議長 長 ほかに意見はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長 長 これより採決をいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長 長 異議なしと言うことですので、「議案第1号」2件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号2番。申請場所 所在地 大字押ノ川。5ページに位置図を付けております。押ノ川地区内、ため池周辺にあります農地のうちの1筆。
転用目的としましては、ため池改修工事（寺中池地区 地域ため池総合整備堤体改修工事）に伴い隣接する農地で仮設道路を設置するための一時転用となります。

農地一時転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。

一時転用所要面積は、901.00 m²。資金計画としましては土地借地賃（12ヶ月）108,120円（※令和6年4月から令和7年3月までの借地料）。土地造成費は1,800,000円、原状回復費は1,200,000円。合計3,108,120円を自己資金で賄うこととしております。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号3番。申請場所 所在地 大字自由ヶ丘。6ページに位置図をつけております。自由ヶ丘地区内、造成地の中の1筆です。

転用目的としましては、申請者は現在市内にて借家住まいですが、このたび高台の申請地に自己居住の住宅を建築するものです。

なお、本申請は委任を受けた山行政書士から提出されております。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。

転用所要面積は、326.59 m²。資金計画としましては土地取得費10,000,000円、建築費32,000,000円です。自己資金としまして土地取得費の10,000,000円を充てており、残りの建築費、32,000,000円を金融機関からの借入金で賄うこととしております。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

以上2件となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号2番について、押ノ川地区担当の稲田委員より説

明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに2番朗読】

5月29日、●●さん（貸人）はご存知の通り推進委員の方です。二人で現地確認して、その後、借人の方に電話しまして間違いない、よろしくお願いしますとのことでした。●●推進委員はきちんとせないかんという人なので、一時転用でもこのようにしております。間違いないということです。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号3番について西地区担当の私の方から説明します。

○山口委員 【議案書をもとに3番朗読】

地図を見て分かる通り、団地の中ですので特に問題ないかと思います。双方からよろしくお願いしますということです。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

（審議中）

○議 長 ほかに意見はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議 長 異議なしということですので、「議案第2号」2件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○事務局員 議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。

受付番号28番から32番について、借受人が同じであるためまとめて説明させていただきます。いずれも新規設定です。また設定期間は5年、利用権の種類は賃借権で、いずれも同様の設定内容になります。

場所は、大字橋上町神有。新コモセ（9筆）17,872㎡、新瀬戸崎（2筆）3,450㎡。5名の所有者から合わせて21,322㎡の設定になります。

登記及び現況地目はすべて田で生姜を作るとの計画が出されております。

借受人は株式会社サカタ。株式会社 坂田信夫商店（主に生姜・ニンニク・ゆず製品の製造・販売・開発を行う）の関係会社で、生姜の種子開発、直営農場の運営及び契約栽培を行っている会社です。香美市土佐山田に本社があり、四万十市具同に四万十事務所があります。平成28年に四万十市で生姜の栽培を始め、その2～3年後には宿毛市でも栽培を開始しており、三原村、大月町、土佐清水市等幡多圏内で地域の人を雇用し生姜の栽培を行っているそうです。宿毛市で新たな耕作地を探していたところ、今回の農地の話があり申請に至っております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号33番から35番の3件につきましては、利用権設定の借主は「公益財団法人高知県農業公社」となっております。高知県農業公社というのは「農地中間管理機構」のことです。

まず、議案第3号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど9ページにあります議案第4号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

いずれも新規設定です。また設定期間は5年、利用権の種類は使用賃借で、いずれも同様の設定内容になります。

場所は大字山奈町芳奈、廻り田、林ノ下、長沢にある農地1筆ずつ。3名の所有者から合わせて、約8,105㎡の設定になります。

登記及び現況地目はすべて田で水稻を作るとの計画が出されております。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は今回申し出のありました、受付番号33番から35番の3件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

今回の利用権設定の申請は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番 28 番から 32 番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに 28 番から 32 番朗読】

川島委員と現地を確認してきました。生姜を作るということです。5 人の方には後日、家に行って確認を取って、間違いないということです。株式会社サカタの四万十地区統括責任者の●さんに電話で確認し間違いないのでよろしくお願いしますということです。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号 33 番から 35 番について、芳奈地区担当の赤星委員より説明をお願いいたします。

○赤星委員 【議案書をもとに 33 番から 35 番朗読】

確認の方は澤田委員が申請に関わっているということで、私の方は確認には行ってませんが、よろしくお願いしますという話は聞いております。

○澤田委員 私の方が公社にお願いして、こういうことになってます。公社に電話してもいつもの通りで、よろしくお願いしますということでした。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第 3 号「宿毛市農用地利用集積計画について」8 件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第 3 号」8 件は、市に通知することに決しました。

(産業振興課 溝渕係長 入室)

○議 長 続きまして、議案第4号「農地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を議題といたします。

○議 長 なお、議案第4号につきましては、澤田委員が所属する営農組織が、借受者希望者となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(澤田農業委員 退室)

○議 長 産業振興課 溝渕係長より議案の説明をお願いします。

○産業振興課 溝渕係長

産業振興課 溝渕です。よろしくお願いします。

議案書9ページをご覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画案についてご説明いたします。先ほど議案第3号にて承認いただきました農用地利用集積計画（受付番号33番から35番）について、高知県農業公社が借り受けた農地につきまして農地を受け手に集積する計画です。

11ページにあります、(別紙)借受選定理由書によりますと、宿毛市山奈町芳奈字●●●外2筆につきまして、受け手として応募されております中で、借受者希望者は選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体である●●●●●●●●●●が適当であるとの理由から利用集積計画を作成しております。

以上、農用地利用集積等促進計画の説明になります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 それでは、これより採決をいたします。
議案第4号「農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」担当課より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め、市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしと言うことですので、「議案第4号」1件は、市に答申することに決しました。溝渕係長、ありがとうございました。

(産業振興課 溝渕係長 退室)

(澤田農業委員 入室)

(協議事項)

○議長 長 続きまして、協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
受付番号5番。申請場所 所在地は大字長田町外。登記地目 田3筆、畑2筆。15及び16ページに位置図をつけております。
場所は、大字長田町、野地、南沖須賀の3ヶ所に分かれております。申請地はいずれも20年以上前から既に建物が建っており、宅地として利用され現在に至っております。

続きまして、受付番号6番。申請場所 所在地は大字橋上町奥奈路。登記地目 田1筆。16ページに位置図をつけております。

場所は、大字橋上町奥奈路。申請地は昭和57年頃、祖父が亡くなる前には、耕作が放棄されており現在に至っております。

続きまして、受付番号7番。申請場所 所在地は大字松田町。登記地目 畑1筆。17ページに位置図をつけております。

場所は大字松田町。申請地は昭和52年3月1日に建築された居住用建物が存在し現在に至っております。

続きまして、受付番号8番。申請場所 所在地は大字橋上町京法。登記地目 田13筆、畑14筆。合計27筆となります。18ページに位置図をつけております。

こちらの内容につきましては、本日農地法3条申請にもありました案件と同じ内容で、事務委任を受けた四万十市の曾根行政書士より提出されております。申請地は平成15年月日不詳より耕作しておらず、また、207番については、昭和50年代には既に建物が存在し現状では農地として利用しておらず、現在に至っております。

以上、本日4件提出されております。農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 続きまして、受付番号5番および7番について、街区地区担当の稲田委員より説明をお願いします。

○稲田委員 【議案書をもとに5番および7番朗読】

5月29日、松本推進委員と同行して、現地を確認しました。農地への復帰は困難であると確認しております。5番の案件については相続財産管理人の●●さんに電話で確認し、間違いないということです。また7番の案件につきましては行政書士の曾根さんに電話で確認し、間違いないということです。以上です。

○議長 長 続きまして、受付番号6番および8番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに6番および8番朗読】

6番の案件ですが、ここは京法川と市道との真ん中で、川と同じような状況となって、大きな杉が生えている。現況復帰は困難と思われるので、審議よろしくお願いします。

8番ですが、31日に川島委員と雨の中、京法の奥に行ってきました。川島委員も何十年ぶりに行ったということもあり、昔は小学校もあり家もたくさんありましたが、現在は空き家だけになっており、誰も住んでおりません。市道には石が落ちており、また途中で木が道路をふさいでいるのを除けて進んで行き、一番最初の現場に行き降りてみると、川島委員のトラックの後ろのタイヤが切れており、雨の中タイヤ交換しながら大変でした。何とか見て回りましたが、市道として行ける場所ではない。●●さんの保佐人に電話連絡し、間違いないのでよろしくお願いしますということでした。

○川島委員 付け加えやけど、筆が分からないくらい繁っている。中に入れない状態やった。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
非農地証明4件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、非農地証明4件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (①県に送付した結果の報告について)

第874回宿毛市農業委員会会議(5月9日開催)で承認となった、農地法第4条申請(受付番号1号)について、県に意見を付して送付しておりましたが、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

※宿毛市錦(一般住宅の建築・令和6年6月3日付け)

○事務局長 (②農地パトロールの実施について)

議案書送付時に同封させていただきました、農地パトロールのお知らせ・担当一覧(案)についてですが、今年も8月8日の定例会開催日の午前中に予定しております。詳細は来月の定例会時に報告させていただきますので、ご確認ください。

○事務局長 (③次回会議の日程について)

次回会議の日程についてお知らせします。次回は7月4日(木)午後1時30分開会の予定です。なお、会議への各種申請書類受付締切日は6月7日(金)で、議案送付は6月27日(木)の予定です。

○議 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議長

それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
これで第875回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和6年6月6日

会長
代理

山口一晴

農業委員

山本欣史

農業委員

井迫水里